

福岡県公報

令和7年5月30日
第 599 号

目次

告 示 (第344号 - 第359号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○収納代理金融機関の指定	(会計管理局会計課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	7
○意見募集の結果の公示	(こども福祉課)	7
○一般競争入札の実施	(建築都市総務課)	7
○一般競争入札の実施	(建築都市総務課)	13

○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	20
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	20
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	20

公安委員会

○福岡県道路交通法施行細則及び自動車の運行供用の制限に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部生活保安課)	20
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部生活保安課)	21
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部総務課)	21
○技能検査員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	22

内水面漁場管理委員会

○福岡県内水面漁場計画の変更に係る公聴会の開催	(漁業管理課)	23
○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間	(漁業管理課)	23
○令和7年度魚種別増殖目標数量	(漁業管理課)	24

告 示

福岡県告示第344号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	湯ノ原 合 川 線	前	久留米市高良内町1278番1先から 久留米市高良内町1266番1先まで	6.5 ～ 9.3	146.2
			後	久留米市高良内町1278番1先から 久留米市高良内町1266番1先まで	6.5 ～ 13.1	146.2

			後	久留米市高良内町1278番 1 先から 久留米市高良内町1266番 1 先まで	6.0 ～ 11.8	145.1
--	--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県 道		筑紫野 古 賀 線	前	太宰府市三条三丁目430番 7 先から 太宰府市三条三丁目430番 5 先まで	9.1 ～ 9.3	40.0
			後	太宰府市三条三丁目430番 7 先から 太宰府市三条三丁目430番 5 先まで	10.3 ～ 12.2	40.0

福岡県告示第346号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる金融機関を収納代理金融機関に指定したので、同条第 8 項の規定により告示し、令和 7 年10月 1 日から施行する。

収納代理金融機関の指定（平成20年 3 月福岡県告示第618号）は、令和 7 年 9 月 30 日限り廃止する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

収納代理金融機関	取 扱 店 舗	取扱事務の範囲
	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に所在する支店、出張所及びゆうちょ	福岡県公金（県税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納

ゆうちょ銀行	銀行を所属銀行とする銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 15 項に規定する銀行代理業者の営業所又は事務所	処分費に限る。）の収納事務（県が指定する様式により窓口で払い込むものに限る。）
	福岡貯金事務センター	福岡県公金（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 63 条の規定に基づく返還金及び同法第 77 条から第 78 条までの規定に基づく徴収金に限る。）の収納事務（自動払込みによるものに限る。）

福岡県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	諸 富 西 島 線	前	久留米市城島町浮島643番19先から 久留米市城島町浮島487番 3 先まで	10.5 ～ 12.8	958.7
			後	久留米市城島町浮島643番19先から 久留米市城島町浮島487番 3 先まで	10.5 ～ 12.8	958.7

福岡県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 5 月 30 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	諸 富 線 西 島	久留米市城島町浮島643番 2 先から 久留米市城島町浮島109番 1 先まで

福岡県告示第349号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 中央 1 - 1 地区
- 2 区域の所在地 鞍手郡小竹町大字勝野字明ヶ坂、字大浦
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 39 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 39 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
鞍手郡小竹町大字勝野字明ヶ坂	1703 番 1	標柱 1 号、2 号、38 号及び 39 号
	1703 番 4	標柱 3 号及び標柱 15 号から 17 号
	1703 番 10	標柱 4 号から 8 号
	1703 番 14	標柱 9 号から 14 号及び 34 号
	1702 番 2	標柱 18 号から 21 号
鞍手郡小竹町大字勝野字大浦	1750 番 1	標柱 22 号から 29 号
	1750 番 16	標柱 30 号
鞍手郡小竹町大字勝野字明ヶ坂	1702 番 1	標柱 31 号
	1703 番 5	標柱 32 号
	1703 番 6	標柱 33 号
	1703 番 7	標柱 35 号
	1703 番 13	標柱 36 号

1703 番 9	標柱 37 号
----------	---------

福岡県告示第350号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 真弓(a)
- 2 区域の所在地 みやま市山川町真弓字小坂、字清水ノ元、山木ノ元
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 12 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 12 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
みやま市山川町真弓字小坂	997 番	標柱 1 号
	1000 番 1	標柱 2 号
	999 番 2	標柱 3 号
	1002 番 1	標柱 4 号
	982 番 1	標柱 5 号から 7 号まで
みやま市山川町真弓字清水ノ元	939 番 2	標柱 8 号
	939 番 1	標柱 9 号
	938 番	標柱 10 号
	935 番 1	標柱 11 号
みやま市山川町真弓字山木ノ元	1013 番 1	標柱 12 号

福岡県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 5 月 30 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	鐘ヶ江 酒 見 線 間	大川市大字酒見901番 1 先から 大川市大字酒見908番 1 先まで

福岡県告示第352号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木赤谷字山ノ神896（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示353号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市山田字田ノ口1488の 5、1492の 2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田ノ口1488の 5・1492の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第354号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木志波字烏山2190の 1、2190の 2、2190の10（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字烏山2190の10、2190の1・2190の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第355号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市田主丸町竹野字東笹尾2278の1、字五反山2308の1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東笹尾2278の1・字五反山2308の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第356号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町久木原字大山1670、1671の1、字上筋1808の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大山1670・1671の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第357号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木久喜宮字ヒサゲ原370の1、370の3、370の4、杷木古賀字堂所ノ上1170の1、1171の1、1172の1、1168の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒサゲ原370の1・370の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
、字堂所ノ上1168の1、1170の1・1171の1・1172の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第358号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村矢部字眞角2881の2、字スダ3607の3、3611の1、3611の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字眞角2881の2・字スダ3607の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年5月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 線 小石原	朝倉市黒川1654番 3 先から 朝倉市黒川1649番先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町大字原字田ノ草886番 1 及び886番 4 から886番13まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
遠賀郡岡垣町大字三吉1015番地 1
株式会社友和建設
代表取締役 藤田 和弘

公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部改正案について、令和 7 年 3 月 14 日から令和 7 年 4 月 14 日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和 7 年 5 月 30 日に公布しました。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福祉労働部こども福祉課こども福祉係

電話：092－643－3256

メールアドレス：kodomofukushi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 工事名
（仮称）福岡県保健環境研究所新築工事
- 工事場所
みやま市瀬高町高柳
- 工事概要
建築一式工事（研究所（鉄筋コンクリート造、地上 6 階建て、延床面積11,002.48㎡）の新築工事）
- 使用する主要な資機材
コンクリート 約11,000㎡
鉄筋 約1,900t
鉄骨 約450t
- 工期
令和 7 年 9 月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和 9 年 9 月 30 日（木曜日）まで
- 工事の発注方式
 - 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
 - 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
 - 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

(5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）の減額方式である。

なお、減額方式とは、4週8休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4週8休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応じて請負代金を減額変更するもの。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）
電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部営繕設備課設計係（県庁行政棟7階）
電話番号 092-643-3745

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年6月13日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による

許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 2者以上5者以下の組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）又は単体企業で施工すること。JVの出資割合は、下記のとおりであること。なお、JVの各構成員は、本工事に係る他のJVの構成員となることができず、単体企業で参加することができないこと。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員が4者の場合 15%以上

(エ) 構成員が5者の場合 10%以上

(2) JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、階数が3以上、かつ4,400㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

(イ) 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が1,000点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,000点以上であること。

(エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

イ 他の構成員のうち1者に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1,100㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

(イ) 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が850点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が850点以上であること。

ウ 他の構成員のうちイ以外の構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、500㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

(イ) 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が700点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が700点以上であること。

(3) 単体企業の参加者に対する条件

(2)のアの(ア)から(ウ)とする。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

入札説明書等は、公告日から開札日まで福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 設計図書の配付

設計図書は、公告日から開札日までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和7年5月30日（金曜日）から令和7年6月13日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提

出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和7年5月30日（金曜日）から令和7年6月13日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和7年7月25日（金曜日）から令和7年7月31日（木曜日）午前9時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和7年7月25日（金曜日）から令和7年7月31日（木曜日）午前10時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年7月25日（金曜日）から令和7年7月30日（水曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知

した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回った入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和7年7月31日（木曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年8月1日（金曜日）午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和7年7月31日（木曜日）

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合

令和7年8月中旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和7年5月1日から令和8年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年6月13日（金曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内

とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。

- (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(2)イ(イ)入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject of contract :
New Construction work on Fukuoka Institute of Health and Environmental Sciences (tentative name)
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for

confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 13 June 2025.

- (3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

9 : 58 A. M. on 31 July 2025.

(Must be received by 10 : 00 A. M. on 31 July 2025 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 30 July 2025 if submitted by post) .

- (4) Contact:

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

（仮称）福岡県保健環境研究所新築機械設備工事

2 工事場所

みやま市瀬高町高柳

3 工事概要

機械設備工事一式（研究所（鉄筋コンクリート造、地上6階建て、延床面積11,002.48㎡）の新築機械設備工事）

- 4 使用する主要な資機材
- | | |
|-----------|-----|
| モジュールチラー | 30基 |
| 空気調和機 | 21基 |
| パッケージエアコン | 82組 |
| 特殊空調設備 | 3組 |
| 排ガス処理設備 | 13基 |
| 浄化槽 | 1基 |

5 工期

令和7年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和9年9月30日（木曜日）まで

6 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

(5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）の減額方式である。

なお、減額方式とは、4週8休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4週8休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応じて請負代金を減額変更するもの。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部営繕設備課機械設備係（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3749

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

管工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年6月13日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 2者以上5者以下の組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）又は単体企業で施工すること。JVの出資割合は、下記のとおりであること。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員が4者の場合 15%以上

(エ) 構成員が5者の場合 10%以上

なお、JVの各構成員は、本工事に係る他のJVの構成員となることができず

、単体企業で参加することができないこと。

(2) JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ4,400㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が950点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が950点以上であること。

(エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

イ 他の構成員のうち1者に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ1,100㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が820点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

ウ 他の構成員のうちイ以外の構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ500㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が820点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

(3) 単体企業の参加者に対する条件

(2)のアの(ア)から(ウ)とする。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

入札説明書は、公告日から開札日まで福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 設計図面の配付

設計図面は、公告日から開札日までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和7年5月30日（金曜日）から令和7年6月13日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和7年5月30日（金曜日）から令和7年6月13日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和7年7月25日（月曜日）から令和7年7月31日（水曜日）午後2時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は令和7年7月25日（金曜日）から令和7年7月31日（木曜日）午後3時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年7月25日（金曜日）から令和7年7月30日（水曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当

する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反

したものを含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札(くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。)

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者(低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。)全てに対し、開札後の令和7年7月31日(木曜日)中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年8月1日(金曜日)午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことが

ある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和7年7月31日(木曜日)

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合

令和7年8月中旬頃(予定)

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、管工事について、令和7年5月1日から令和8年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年6月13日(金曜日)以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意するこ

と。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評
定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>) により提出す
るものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する
契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内
とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する
こと。

(3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること
。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表
構成員は10(2)イ(イ)の入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意
契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に
限る。

(3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適

用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立て
については、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載し
ている。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達
手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこ
と及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提
出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract:

Work on new mechanical facility at Fukuoka Institute of Health and
Environmental Sciences (tentative name)

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for
confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 13 June 2025.

(3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

2 : 58 P. M. on 31 July 2025.

(Must be received by 3 : 00 P. M. on 31 July 2025 if submitted in person, or
by 5 : 00 P. M. on 30 July 2025 if submitted by post) .

(4) Contact:

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 -

8577

TEL 092-643-3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市瀬高町山門字下水町2108番2から2108番7まで、2115番4、2115番6、2116番3、2117番4の一部及び2118番3の一部、本吉字片垂2001番1、2001番3、2014番1の一部及び2015番1の一部並びに大草字沓形2006番2及び2006番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

みやま市瀬高町小川5番地

みやま市長 松嶋 盛人

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により直方市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画下水道（令和7年5月7日直方市告示第170号）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年5月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,930,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公安委員会

福岡県公安委員会規則第14号

福岡県道路交通法施行細則及び自動車の運行供用の制限に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年5月30日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則及び自動車の運行供用の制限に関する規則の一

部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則及び自動車の運行供用の制限に関する規則の一部を次のように改正する。

（福岡県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第24号（裏）中「禁鋼」を「拘禁刑」に改める。

（自動車の運行供用の制限に関する規則の一部改正）

第2条 自動車の運行供用の制限に関する規則（平成3年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に作成したこの規則による改正前の様式で現に使用しているものは、それぞれこの規則による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。

福岡県公安委員会告示第162号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県道路交通法施行細則及び自動車の運行供用の制限に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第14号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年5月30日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の制定に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更

であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和7年6月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室営業係に備え置く。

福岡県公安委員会告示第165号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県公安委員会及び福岡県警察本部長の処分に係る審査基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年5月30日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の制定に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和7年6月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課情報公開係に備え置く。

福岡県公安委員会告示第167号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和7年5月30日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和7年6月30日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和7年7月1日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和7年7月8日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	北九州市八幡西区御開三丁目38番1号 八幡自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊及び牽引免許
令和7年7月10日（木曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		大野城市下大利三丁目2番20号 南福岡自動車学校	普通免許及び普通第二種免許
令和7年7月11日（金曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑	大型二輪及び普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

○ 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）

○ 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し

なお、免許情報記録個人番号カードによる場合は、これを提示すること。

○ 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,750円
普通免許	19,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,450円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	22,200円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和7年6月16日（月曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和7年6月16日（月曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、運転免許証（仮運転免許証を除く。）又は免許情報記録個人番号カードを携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

内水面漁場管理委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第5項及び第8項の規定に基づき、福岡県内水面漁場計画に係る利害関係者の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

令和7年5月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

1 開催日時

令和7年6月10日（火）14時から

2 開催場所

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁南棟地下1階 農林水産部会議室

3 案件

福岡県内水面漁場計画の変更について

4 漁場計画の内容

漁場計画の内容は、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備えおいて縦覧に供する。

5 利害関係者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業協同組合関係者
- (4) その他の利害関係者

6 その他

公聴会において発言を希望する者は、書面によって、住所、氏名、連絡先、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）、利害関係を有する理由及び発言内容の要旨等を委員会に提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月6日（金）17時必着

(2) 提出先

〒812-8577

福岡県博多区東公園7-7

福岡県農林水産部水産局漁業管理課内 福岡県内水面漁場管理委員会

電話：092-643-3557

ファックス：092-643-3558

メールアドレス：chikuzen-fac@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りでない。

令和7年5月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

1 禁止期間

1月1日から12月31日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市安武町大字武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流300メートルから基線の下流300メートルまでの福岡県の区域

3 指示の有効期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和7年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期するため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和7年5月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第1号	矢 部 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流 移 植 放 流	70,000尾 100,000尾
		こ い	－	－
		ふ な	産 卵 巢 設 置	1ヵ所
		う な ぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		や ま め	種 苗 放 流	15,000尾
		おいかわ	種 苗 放 流 産卵床造成	700,000尾 10ヵ所
		う ぐ い	産卵床造成	8ヵ所
		すっぱん	種 苗 放 流	500尾
		もくずがに	種 苗 放 流	2,000尾
		てながえび	種 苗 放 流	10,000尾

内 共 第2号	下 筑 後 川 漁 業 協 同 組 合	わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
		こ い	－	－
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	6,000尾
		おいかわ	種 苗 放 流	50,000尾
		すっぱん	種 苗 放 流	500尾
		もくずがに	種 苗 放 流	5,000尾
		てながえび	種 苗 放 流	50,000尾
	筑 後 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
		こ い	－	－
		ふ な	種 苗 放 流	200キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3ヵ所
		もくずがに	種 苗 放 流	3,000尾
		てながえび	種 苗 放 流	5,000尾
	甘 木 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	－	－
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	15,000尾
		おいかわ	産卵床造成	2ヵ所
		もくずがに	種 苗 放 流	4,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）
	内 共 第3号	下 筑 後 川 大 川 市 柳 川 口 浜 武 端 沖 海 佐 賀 県 有 明 漁 業 協 同 組 合	こ い	－
			ふ な	種 苗 放 流
			う な ぎ	種 苗 放 流
			もくずがに	種 苗 放 流
			てながえび	種 苗 放 流

内 共 第 5 号	八 木 山 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	－	－
内 共 第 6 号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
		こ い	－	－
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1 カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		もくずがに	種 苗 放 流	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
内 共 第 7 号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	－	－
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1 カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		もくずがに	種 苗 放 流	2,000尾
内 共 第 8 号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	－	－
		あ ま ご	種 苗 放 流	1,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3 カ所
内 共 第 9 号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	こ い	－	－
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1 カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）